

スイッチOTC薬に医療費控除の特例 平成 28 年税制大綱より

平成 27 年 12 月 16 日発表されました平成 28 年度の税制改正大綱に「セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設」という項目が盛り込まれました。

主だった改正について以下のようなものが発表されています。

1、制度の概要

一定のスイッチOTC医薬品を、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために購入した場合、その年中に支払ったその対価の額の合計額が 1 万 2 0 0 0 円を超えるときは、その超える部分について所得から控除する。

（従来の医療費控除は 10 万円又は所得の 5% のいずれか少ない金額を超える部分）というものです。

2、スイッチOTC医薬品

OTC 医薬品とは、薬局やドラッグストアで販売されている医薬品のことで、そのうちスイッチOTC 医薬品は、従来は医師の処方箋が必要だったものが一般用医薬品・要指導医薬品として薬局にて購入できるようになったものを言います。控除の対象となる一定のスイッチOTC 医薬品は今後政令で明らかになるとおもわれます。

3、所得控除限度額

年間 8 万 8 千円が限度となります。したがって購入費用の限度は 10 万円となります

4、適用対象者

健康の維持増進と疾病の予防への取組として次のような取組を行っている個人が対象となります

① 特定健康診査 ② 予防接種 ③ 定期健康診断 ④ 健康診査 ⑤ がん検診

5、現行の医療費控除との関係

「スイッチOTC 薬控除」の適用をうける場合には「現行の医療費控除」適用を受けることができないので注意が必要です